

(証券コード 7638)
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目6番3号

株式会社 NEW ART HOLDINGS

代表取締役会長兼社長 白 石 幸 生

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第31期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://newart-ir.jp/ir/event/event_03.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水）営業時間終了の時（午後7時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

- ① 〔郵送による議決権行使の場合〕 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ② 〔インターネットによる議決権行使の場合〕 後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従い議決権を行使してください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木）午後1時（受付開始 午後12時30分）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目11番1号
読売会館 7階「よみうりホール」(B2階～6階 ビックカメラ)
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第31期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役13名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(事業の状況)

当連結会計年度は前連結会計年度の経営課題であったブライダルジュエリー事業の利益改善を中間連結会計期間までに実行したことにより大幅な利益の改善をいたしました。また、成功企業パートナー連合の第一号として香港の食品会社「Wah Full Group Limited」をグループ会社化したことによりNEW ARTグループ第二の事業体としてグループ全体の売上・利益の拡大を図りました。結果として当連結会計年度は創業以来過去最高の売上高と利益を更新いたしました。

当連結会計年度におけるグループの業績は、売上高276億44百万円（前期比31.0%増）、営業利益38億90百万円（前期比35.8%増）、経常利益35億80百万円（前期比22.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益19億84百万円（前期比82.8%増）となりました。

グループ売上高は前連結会計年度比で31.0%増収となり要因として基幹事業であるブライダルジュエリー事業の堅実な業績と子会社化した食品事業の売上を連結した事が挙げられます。また、営業利益に関しては前連結会計年度比で35.8%増益となり、要因としてブライダルジュエリー事業において中間連結会計期間までに為替変動、物価高等を踏まえた適正価格への見直しと抜本的な仕入れの改善を実行した事が挙げられます。利益の改善数値は2024年10月度以降に反映いたしましたが結果として過去最高の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を更新いたしました。

当社は、「みんなの夢の企業グループ NEW ARTはアートの持てるすべての力であなたを美と健康と幸せに導きます」という企業理念のもとに、2025年3月期は「創業30周年記念感謝特別株式無償割当て」として2025年3月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式1株につき、普通株式0.1株の割合にて自己株式を無償割当ていたしました。また、2025年5月28日開催の取締役会議にて2025年3月期の期末配当金は1株につき10円の普通配当とすることを決議いたしました。なお、2026年3月期は中間配当として1株につき35円の普通配当、期末配当として1株につき45円の普通配当を予定しております。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

(注) セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を調整前の金額で記載しています。

①ジュエリー・アート・オークション事業

当連結会計年度におけるジュエリー・アート・オークション事業の売上高は211億14百万円（前期比9.2%増）、セグメント利益は47億94百万円（前期比22.7%増）となりました。

ジュエリー事業においては、為替変動、物価高等を踏まえた適正価格への見直しを中間連結会計期間までに完了させたことで、2024年10月度以降の利益が改善され当連結会計年度の利益は大幅な改善がみられました。メインブランドである銀座ダイヤモンドシライシは創業30周年として名匠・行定勲監督が手掛けた新作ブランドムービー「This is all」を製作いたしました。8年間に亘るTVCMやWEB広告によるブランディングが実を結び、一般認知度は50%を超え、とりわけブライダル世代（20～30代）においては認知度60%を獲得いたしました。また、エクセルコダイヤモンドはブランドアンバサダーにモデルや俳優として活躍する後藤久美子氏を迎え認知度の向上を図り、TVCMやWEB広告の展開をはじめました。今後エクセルコダイヤモンドは銀座ダイヤモンドシライシと差別化したブランディングの確立をする事で新たな集客が増える事を見込んでおります。

オークション事業に関しては本社オフィスを品川区五反田から有名ギャラリーや画廊などが集まる中央区銀座へ移転いたしました。アート業界のネットワークを拡げ、オークションへの出品作品を募る事を目的としており、定期的な国内オークションと海外オークションを開催いたしました。また、24時間いつでも入札できるオンラインオークションを開設し、新しい売上の拡大を図りました。

②食品事業

当連結会計年度における食品事業の売上高は47億35百万円（前期はなし）、セグメント利益は91百万円（前期はなし）となりました。

食品事業において、当連結会計年度の香港は中国の不動産バブル崩壊が重なったことで、景気は低調であり香港人の生活スタイルが変わりコストパフォーマンスを重視した消費思考にシフトした傾向がありました。食品卸業界の競合が激化する中、当社はマーケットシェアの維持・拡大を第一目標として営業を強化いたしました。結果として他社は大幅に売上を減少させたものの、当社の売上は比較的堅調に推移いたしま

した。しかしながら、主力商品の牛肉を筆頭に利益を圧縮せざるを得なかったため、当連結会計年度の利益は想定より減少いたしました。今後は、仕入れコスト削減や新商品の開発を通じて競争力を高め、売上高を維持しつつ、利益を確保することが重要でありNEW ARTグループ第二の事業体として香港ブランドの優位性をいかした戦略を推し進めてまいります。

③ヘルス＆ビューティー事業

当連結会計年度におけるヘルス＆ビューティー事業の売上高は14億44百万円（前期比5.3%増）、セグメント損失は3億15百万円（前期はセグメント損失5億20百万円）となりました。

ヘルス＆ビューティー事業においては、売上高は前期比微増となりましたが広告費等の見直しにより損失は前期比2億5百万円の改善がみられました。課題であった人材不足に関しては、新しく人事担当者を招聘したことで新卒・中途採用を進め改善を図りました。また、ブライダルジュエリー同様現場で実績のあるエステティシャンを経営に参画させ、直接経営課題に向き合い対処いたしました。物価高等を踏まえた施術単価の見直しも実行し収益の改善を図り、今後は健康をキーワードとした新たな事業展開も検討しております。

④リゾート開発事業

当連結会計年度におけるリゾート開発事業の売上高は2億76百万円（前期比5.8%減）、セグメント損失は50百万円（前期はセグメント利益3百万円）となりました。

リゾート開発事業においては旧軽井沢エリアにおける高級レジデンス事業『K Forest』に関して諸般の事情により建築計画に遅れが生じ新たな販売開始は2025年9月を予定しております。『K Forest』は発展著しい軽井沢駅前エリアと、華やかな歴史に彩られた旧軽井沢エリアを結ぶ『軽井沢本通り』に世界的建築家隈研吾氏が手掛ける高級レジデンスで1戸当たりの平均価格は10億円台、販売総戸数は9戸、販売総額は97億円程度を想定しております。

⑤その他事業

当連結会計年度におけるその他事業の売上高は1億23百万円（前年同期比9.3%減）、セグメント損失は53百万円（前期同期はセグメント損失1億2百万円）となりました。

スポーツ事業においては、ゴルフシャフトメーカー「CRAZY」にて既存商品に加え、若い女性やシニア層など幅広い客層にも訴求できる新商品の開発を行い、量販店及び既存取引先への卸し販売を行いました。また、新たな事業としてベルト事業を立ち上げ売上の柱となるよう商品開発をいたしました。

私たちNEW ARTグループは、主力のブライダルジュエリー事業はもちろん、各事業の更なる発展に向けて株主の皆さまと情報を共有しつつ着実に歩んでまいります。今後の展開に引き続きご期待ください。

当社グループの販売・サービス別の売上は、以下のとおりです。

販売・サービス別売上高（連結）

（単位：千円）

セグメント の名称	販売・ サービスの 名称など	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)		
		売上高	前期比	構成比
ジュエリー・ アート・オー クション事業	ブライダルジュエリーの 製造・販売、ブライダル関連 サービス・美術品の販売等・ アートオークションの運営等	21,112,652	9.2%	76.4%
食品事業	加工冷凍肉・加工冷蔵肉の販 売、魚介類製品販売	4,735,116	－	17.1%
ヘルス&ビュー ティー事業	エステティックサロンの運営 化粧品及び健康食品等の 製造・販売	1,397,496	5.0%	5.1%
リゾート開発 事業	ホテル・結婚式場の運営・リ ゾート開発事業	276,571	△5.8%	1.0%
その他事業	クレジット事業・ ゴルフ用品の製造・販売、 関連スポーツ用品の開発	122,391	△9.9%	0.4%
合 計		27,644,229	31.0%	100.0%

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
2. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 今後の経営方針ならびに対処すべき課題 (次期の見通し)

ジュエリー・アート・オークション事業については、創業から30年かけて築きあげた当社ジュエリーブランドを真のブランドに昇格させるべく引き続きブランディングの強化と人材育成に力を入れてまいります。2025年6月には東京都中央区銀座に「銀座ダイヤモンドシライシ銀座並木通り店」を開設予定で当社の基幹店である「銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店」との2店舗体制で売上・利益の拡大を見込んでおります。また、エクセルコダイヤモンドは高級ブランドに昇格する為に継続したブランディングの強化と新たな商品開発を行い、現在獲得できていない客層を取り込むことで更なる売上・利益の拡大が見込まれております。

台湾事業においては2025年4月15日に海外拠点最大級の「銀座ダイヤモンドシライシ高雄統一夢時代店」「エクセルコダイヤモンド高雄統一夢時代店」を開設し、ブランドアンバサダーに台湾プロ野球統一ライオンズ所属で昨年のプレミア12や2月に開催されたWBC予選で台湾代表のキャプテンをつとめた陳傑憲選手を迎えたことで台湾全体のブランディングにも寄与し今後も順調な売上の拡大が見込まれております。

食品事業については、香港域外（深圳等）の消費行動が落ち着くとともに、インバウンド人口の増加で香港内需が緩やかに拡大し、個人消費がさらに悪化する要因はないと予想しております。2026年3月期の戦略として和牛の新部位のテスト販売や付加価値の高い自社加工品の販売など新商品の販売を強化する事でマーケットシェアの維持拡大を図ります。また、ショールームを開設し自社商品の展示及び試食会などを行い香港大手量販店などに対して和牛のプロモーションを提案してまいります。また、日本産食材の取扱拡充に加え、中国市場においてもニュージーランド産の食肉も検討しており、台湾や日本国内での流通も視野に入れております。その他仕入れコストの削減と中国大陆への販路開拓を進めており『香港のWah Full社』から『アジアのWah Full社』、更には『世界のWah Full社』へと飛躍することを目指しています。

ヘルス&ビューティー事業については、2025年4月1日に施術単価を大幅に見直すと共に広告費の削減を行い事業単体での収益の改善を図っております。また、2025年新卒社員は30名入社し育成する事で収益の改善が見込まれております。

リゾート開発事業については、高級レジデンス事業『K Forest』の販売開始を2025年9月に控えております。『K Forest』は発展著しい軽井沢駅前エリアと、華やかな歴史に彩られた旧軽井沢エリアを結ぶ『軽井沢本通り』に世界的建築家隈研吾氏が手掛けた高級レジデンスで1戸当たりの平均価格は10億円台、販売総戸数は9戸、販売総額は97億円程度となり業績への反映は2028年3月期を予定しております。他にも保有する中軽井沢北部にある隈研吾氏が設計した『野鳥の森山荘』（予定販売価

格約16億円)の販売及び軽井沢ニューアートミュージアムを含む隣接した開発土地(敷地面積9,625㎡)は3年～5年後にホテルコンドミニアムとして売り出す計画も検討しており更に収益に貢献できるようすすめております。

その他事業においては、これまでゴルフクラブのシャフトという限られた分野をメインに活動してきましたが、2026年3月期からはスポーツ全体という幅広い分野をカバーする事業として進めてまいります。第一弾として様々なスポーツ競技で使用されているベルトの市場調査と商品開発を進めており実現する事で収益の改善が見込まれます。

(目標とする経営指標)

当社は、株主利益及び企業価値の最大化という観点から事業規模の拡大と収益力の向上に取り組んでおります。収益力の指標としては営業利益率を重視しており、売上原価率を低く抑えながら売上増をはかり、営業利益率20%の早期実現を目指します。また、株主重視の観点から1株当たり当期純利益(EPS)と自己資本当期純利益率(ROE)の向上を意識した経営を行っていきます。

(中長期的な会社の経営戦略)

当社は以下の戦略により、持続的成長による株主利益及び企業価値の最大化を目指します。

- ① 当社は、婚約指輪・結婚指輪に集中・特化するブライダルジュエリー事業を主力事業として成長を果たしてきました。今後も当社ブランド（銀座ダイヤモンドシライシ、エクセルコダイヤモンド）の更なる浸透と価値の向上をはかるために集客、商品、接客品質の向上に努めることで、ブライダルジュエリー市場でのシェア拡大を目指します。同時に、現在注力している食品事業、リゾート開発事業の推進に加えて、ヘルス＆ビューティー事業、スポーツ事業での業務改善による高利益化を早期に進め、ブライダルジュエリー事業と同レベルもしくはそれ以上の売上や利益が確保できる体制の実現を目指し、複数事業化による、安定した経営及びグループ間での相乗効果が発揮できる企業体制の構築を進めています。
- ② 店舗政策については、採算ベースを意識した店作りを意図して、優良物件情報の収集を行い、独自の出店基準により、高い収益が見込める店舗展開を海外を含めグローバルな視点で行っていきます。既存店舗においては、店舗の収益性を重視し、不採算店舗の運営体制については厳格な基準を設けて、移転・退店・統合も速やかに進め、効率の良い店舗ネットワークを構築していきます。

(会社の対処すべき課題)

- ① 当社は、適時開示体制及び内部管理体制の一層の強化を最重要課題の一つとして位置付けており、より強固な企業統治の構築を目指します。
- ② 集客については、広告媒体や手法が時間の経過によって効果の低下などの変化がおこる可能性があります。現在は、TVCM、インターネットによる集客やSNSなど新しいメディアでの集客に取り組んでいますが、提携先集客、ブライダル情報誌など全ての集客方法のパフォーマンスを冷静に俯瞰し、バランスの良い広告スタイルを常に考えてまいります。費用対効果を見据えた運営を心がけ、経費配分を効率的に行うことで確実性の高い集客戦略を進め、全体的な集客増を実現することを目指しています。
- ③ 不採算事業の処理については、適時実施しておりますが、今後、市場環境の変化等により新たな不採算部門が発生すること考えられます。引き続き、期限や指標を明確化し、速やかな経営判断により、不確実な出店計画や店舗継続を防止することで、採算効率を重視した事業計画に立脚した店舗出店及び新規事業計画を実現いたします。
- ④ ジュエリーブランドを展開する企業にとっては商品開発が重要であり、またそのブランド力向上にとって重要な要素であります。新しいデザイン開発のため、優れた社内デザイナーによる商品開発により、今までにない新しい商品の開発を進めることで、より幅広い顧客層へのアプローチを実現いたします。

- ⑤ かつて、商品の値引き販売により、利益の低下を生むという課題がありました。現在は、商品の魅力向上や販売部門への教育・指導と意識向上により、過度な値引きを極力削減するとともに、お客様からのヒアリング強化による適切な商品提案を心がけ、顧客満足度の向上による販売単価の上昇に努めています。
- ⑥ 当社が始めたセミオーダーによるブライダルジュエリー専門店での販売というビジネスモデルは、非常に効果的な仕組みであったため、開業時より発展・成長してきました。しかしながら、現在、多くの企業がこのビジネスモデルによる営業をしています。また、市場は飽和状態にあり、新規性という点では薄れています。
- 当社としては、今後もブライダルジュエリーをより魅力的なものにしていくための施策を実施していくとともに、ブライダル以外のジュエリーの開発も進め海外も含めた、より多くのお客様にアピールできる体制作りを進めています。
- ⑦ 美術品販売については、販売員の育成と魅力的な作品の仕入実現が課題であり、今後も研修による販売員のレベル向上と世界的に人気の高い作家の作品を仕入れて、販売体制の更なる強化を図っていきます。
- ⑧ オークション事業については、国内外で定期的にオークションを開催し良い作品の出品促進とファンを育てていく事で更なる成長を目指します。
- ⑨ 食品事業については、レストランやスーパーマーケットへの卸販売が主となる為、香港経済の状況により売上が左右される側面があります。その為、仕入れコストの削減や新商品の開発を通じて競争力を高める事が課題であり、和牛のプロモーションなどを通して香港市場のシェア拡大をはかります。また、中国大陸への販路拡大も並行して行うことで市場の拡大を図ってまいります。
- ⑩ ヘルス&ビューティー事業においては、人員増減に業績が左右される側面があります。新規採用の促進と職場環境の改善や仕事に対するロイヤリティの向上などの施策を実施し、離職者の低減化を図り、人員減を抑えるための施策を行っています。また、施術による売上に加えて化粧品等の物販売上を伸ばすことで利益率を向上し、経営の安定化を図っていきます。
- ⑪ 当社は、既存事業に加え、新規分野にも積極的な事業展開を推進するため、持株会社体制により運営しています。新規事業を育成、成長させることで、当社グループの中長期的な企業価値の拡大を目指していきます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資は総額9億53百万円で、店舗の新設、改装などを実施いたしました。店舗の新設、閉鎖等の状況は以下のとおりです。

なお、リゾート事業の土地を売却したことなどにともない、固定資産売却益346百万円を計上しております。

(ジュエリー・アート・オークション事業)

新 設	銀座ダイヤモンドシライシ イオンモール岡崎店	(愛知県岡崎市)
	銀座ダイヤモンドシライシ 銅鑼灣 Fashion Walk 店	(香港銅鑼灣)
	エクセルコダイヤモンド イオンモール岡崎店	(愛知県岡崎市)
	エクセルコダイヤモンド 横浜モアーズ店	(神奈川県横浜市)
	エクセルコダイヤモンド 銅鑼灣 Fashion Walk 店	(香港銅鑼灣)
	エクセルコダイヤモンド 新光三越 台南新天地西門店	(台湾台南市)
	ニューアート・イストウエストオークションズ 本 社	(東京都中央区)
閉 鎖	ニューアート・イストウエストオークションズ 本 社	(東京都品川区)

(4) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金等の必要資金は、自己資金、金融機関からの借入及びリースにより充当しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

期別 項目	第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年3月期)	第30期 (2024年3月期)	第31期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高	18,722,257	21,463,223	21,099,879	27,644,229
経 常 利 益	2,940,355	3,371,908	2,915,023	3,580,064
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,479,383	1,727,325	1,085,979	1,984,825
1株当たり当期純利益	93.16円	110.56円	70.67円	125.38円
総 資 産	20,906,332	22,394,283	21,991,594	27,328,584
純 資 産	9,648,252	9,398,099	8,867,283	10,672,369
1株当たり純資産	605.16円	611.54円	563.72円	628.98円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 NEW ART	100百万円	100.00%	ブライダルジュエリーの製造・販売等
株式会社NEW ART貴金属総合研究所	10百万円	100.00%	ブライダルジュエリーの仕入・製造
Israel Shiraishi Ltd.	1,000イスラエル シェケル	100.00%	ダイヤモンドの仕入・販売
株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー	90百万円	100.00%	エステティックサロンの運営 化粧品並びに健康食品等の製造・販売
株式会社ニューアート・スポーツ	11百万円	100.00%	ゴルフ用品の製造・販売 関連スポーツ用品の開発
株式会社ニューアート・フィンテック	100百万円	100.00%	ク レ ジ ャ ッ ト 事 業
株式会社ニューアート・エストウェストオークションズ	98百万円	70.00%	オークションの企画・運営
株式会社ニューアート・リゾート	12百万円	40.00%	リゾート地区の開発
有限会社軽井沢エレガンスカンパニー	23百万円	95.00%	ホテル・結婚式場の運営
HONG KONG NEW ART LIMITED	7百万香港ドル	100.00%	海外子会社の管理 ブライダルジュエリーの販売
台湾帕蕾拉有限公司	3百万台湾ドル	100.00%	エステティックサロンの運営
NEWART DIAMONDS(SINGAPORE) PTE. Ltd.	10万シンガポ ールドル	100.00%	ブライダルジュエリーの販売
台湾白石鑽石股份有限公司	1百万台湾ドル	100.00%	ブライダルジュエリーの販売
NEW ARE EST-QUEST AUCTIONNS COMPANY LIMITED	70万香港ドル	100.00%	オークションの企画・運営
Wah Full Group Limited 他6社 (注2)	15万香港ドル	70.00%	加工冷凍肉・加工冷蔵肉の販売、魚介類製品の販売

(注1) 当社の出資比率には間接保有分を含んでおります。

(注2) Wah Full Group Limitedは2025年4月1日にNew Art Wah Full Limitedに社名を変更いたしました。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計 (千円)	当社の総資産額 (千円)
株式会社ニューアート・フィンテック	東京都中央区銀座一丁目15番2号	4,055,157	16,661,797

(7) 主要な事業内容

以下の事業等の運営及びこれらを営む国内外子会社の経営管理

① ジュエリー・アート・オークション事業

(ブライダルジュエリーの製造・販売、ブライダル関連サービス、
美術品の販売、オークションの企画・運営等)

② 食品事業

(加工冷凍肉・加工冷蔵肉の販売、魚介類製品の販売)

③ ヘルス&ビューティー事業

(エステティックサロンの運営、化粧品及び健康食品等の製造・販売)

④ リゾート開発事業

(ホテル・結婚式場の運営・リゾート開発事業)

⑤ その他事業

(クレジット事業、ゴルフ用品の製造・販売、関連スポーツ用品の開発・製造)

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社 東 京 都 中 央 区

② 株式会社NEW ART

本 社 東 京 都 中 央 区
銀 座 ダ イ ヤ モ ン ド シ ラ イ シ
銀 座 本 店 東 京 都 中 央 区
アルティメイト店 東 京 都 中 央 区
新 宿 本 店 東 京 都 新 宿 区
池 袋 パ ル コ 店 東 京 都 豊 島 区
千 葉 店 千 葉 県 千 葉 市
柏 店 千 葉 県 柏 市
札幌時計台店 北 海 道 札 幌 市
青森ラビナ店 青 森 県 青 森 市
山 形 店 山 形 県 山 形 市
郡山モルティ店 福 島 県 郡 山 市
新 潟 本 店 新 潟 県 新 潟 市
富 山 本 店 富 山 県 富 山 市
金 沢 本 店 石 川 県 金 沢 市
福 井 店 福 井 県 福 井 市
長 野 本 店 長 野 県 長 野 市
松 本 本 店 長 野 県 松 本 市
静 岡 本 店 静 岡 県 静 岡 市

町 田 マ ル イ 店 東 京 都 町 田 市
立 川 店 東 京 都 立 川 市
大 宮 店 埼 玉 県 さいたま市
横 浜 モ ア ー ズ 店 神 奈 川 県 横 浜 市
横 浜 元 町 店 神 奈 川 県 横 浜 市
横浜ランドマークプラザ店 神 奈 川 県 横 浜 市
ららぽーと湘南平塚店 神 奈 川 県 平 塚 市
盛 岡 店 岩 手 県 盛 岡 市
秋 田 オ ー パ 店 秋 田 県 秋 田 市
仙 台 本 店 宮 城 県 仙 台 市
仙台パルコ2店 宮 城 県 仙 台 市
宇 都 宮 店 栃 木 県 宇 都 宮 市
高 崎 店 群 馬 県 高 崎 市
ホテルテラスザガーデン水戸店 茨 城 県 水 戸 市
軽 井 沢 店 長 野 県 北 佐 久 郡
ららぽーと沼津店 静 岡 県 沼 津 市
名古屋ユニモール店 愛 知 県 名 古 屋 市

[illegible]

③ NEW ART貴金属総合研究所
本社 東京都中央区

④ Israel Shiraishi Ltd.
本社 イスラエルテルアビブ

⑤ 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー

本社 東京都中央区

・パルレ

札幌池錦自由大名梅京神広天	札幌袋糸が宮古田都戸島神	本店本店本店本店本店本店本店本店本店	北海道札幌市東区豊島区墨田区目黒区さいたま市愛知県名古屋市大阪府京都市兵庫県広島県福岡県	札幌市東区豊島区墨田区目黒区さいたま市愛知県名古屋市大阪府京都市兵庫県広島県福岡県	新宿区新南川田本越葉松本山	本店本店本店本店本店本店本店本店本店	東京都新宿区立川市町田市横滨市川崎市千代田市柏市松本市富山県
---------------	--------------	--------------------	--	---	---------------	--------------------	--------------------------------

⑥ 株式会社ニューアート・スポーツ

本社 東京都中央区

C R A Z Y

銀座台	本店	東京都中央区	足立店	東京都足立区
台湾	店	台北市		

⑦ 株式会社ニューアート・フィンテック

本社 東京都中央区

⑧ 株式会社ニューアート・エストウエストオークションズ

本社 東京都中央区

⑨ 株式会社ニューアート・リゾート

本社 長野県北佐久郡軽井沢町

⑩ 有限会社軽井沢エレガンスカンパニー

本社 長野県北佐久郡軽井沢町

⑪ HONG KONG NEW ART LIMITED

本 社 香 港 黃 竹 坑

GINZA DIAMOND SHIRAISHI

尖沙咀The ONE店 香 港 尖 沙 咀 銅鑼灣 Fashion Walk 店 香 港 銅 鑼 灣

EXELCO DIAMOND

尖沙咀The ONE店 香 港 尖 沙 咀 銅鑼灣 Fashion Walk 店 香 港 銅 鑼 灣

⑫ 台灣帕蕾拉有限公司

本 社 台 灣 台 北 市

La Parler

台 北 本 店 台 灣 台 北 市

⑬ NEWART DIAMONDS(SINGAPORE) PTE. Ltd.

本 社 シンガポール

⑭ 台灣白石鑽石股份有限公司

本 社 台 灣 台 北 市

銀座ダイヤモンドシライシ

台北遠東Sogo忠孝店 台 灣 台 北 市 新光三越台南新天地西門店 台 灣 台 南 店

板橋大遠百店 台 灣 新 竹 市 新光三越 桃園站前店 台 灣 桃 園 市

新光三越台中中港店 台 灣 台 中 市 新竹遠東Sogo店 台 灣 新 竹 市

エクセルコダイヤモンド

台北遠東Sogo忠孝店 台 灣 台 北 市 板橋大遠百店 台 灣 新 北 市

新光三越台中中港店 台 灣 台 中 市 SOGO百貨新竹店 台 灣 新 竹 市

新光三越台南新天地西門店 台 灣 台 南 店 新光三越 桃園站前店 台 灣 桃 園 市

⑮ NEW ARE EST-OUEST AUCTIONNS COMPANY LIMITED

本 社 香 港 黃 竹 坑

⑯ Wah Full Group Limited

本 社 香 港 柴 灣

(9) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,412,000
株式会社八十二銀行	1,105,922
株式会社長野銀行	642,474
株式会社りそな銀行	400,000
株式会社商工組合中央金庫	382,380
株式会社広島銀行	300,000
株式会社東和銀行	277,776
株式会社千葉銀行	208,700
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
株式会社富山第一銀行	200,000

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
911名	201名増

(注) 上記従業員数に契約社員、アルバイトは含まれておりません。

(なお契約社員、アルバイト数は、77名です。)

(注) 2024年7月に子会社化したWah Full Group Limitedの社員数を連結したことにより前期末比201名の増加となっております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名	3名減	39.0才	5年1ヶ月

(注) 上記従業員数には、契約社員、アルバイトは含まれておりません。

(なお契約社員、アルバイト数は、2名です。)

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する

権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2024年7月31日をもって、Wah Full Group Limitedの発行済株式の70%を取得し子会社と致しました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,386,204株 (自己株式1,589,577 株を含む。)
(3) 株 主 数 32,120名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
白石 幸生	3,317 ^{千株}	21.00 [%]
株式会社ホワイトストーン	1,462	9.25
白石 勝代	1,313	8.31
白石 幸栄	1,010	6.39
Master Express Group Limited	759	4.81
株式会社ベルコ	576	3.64
丹下 博文	332	2.10
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	310	1.96
小田 明	268	1.69
高橋 新	155	0.98

(注) 当社は自己株式1,589,577株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び 重要な兼職の状況
* 取締役会長兼社長	白 石 幸 生	株式会社NEW ART 取締役 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー 代表取締役 株式会社ニューアート・フィンテック 取締役 株式会社ニューアート・スポーツ 代表取締役 株式会社ニューアート・エスウェストオークションズ 取締役 株式会社NEW ART貴金属総合研究所 取締役 株式会社NEW ART HR&D 代表取締役 有限会社野井沢エレガンスカンパニー 取締役 NEW ART DIAMONDS(SINGAPORE)PTE.Ltd. Director HONG KONG NEW ART LIMITED Director Wah Full Group Limited Director
専 務 取 締 役	吉 森 章	株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー 取締役 株式会社NEW ART HR&D 取締役 HONG KONG NEW ART LIMITED Director NEW ART DIAMONDS(SINGAPORE)PTE.Ltd. Director Wah Full Group Limited Director
常 務 取 締 役	神 尾 常 夫	株式会社ニューアート・エスウェストオークションズ 取締役副社長 有限会社野井沢エレガンスカンパニー 代表取締役 株式会社ニューアート・フィンテック 取締役 株式会社ニューアート・リゾート 取締役 HONG KONG NEW ART LIMITED Director
取 締 役	白 石 哲 也	NEW ART DIAMONDS(SINGAPORE)PTE.Ltd. Director HONG KONG NEW ART LIMITED Director
取 締 役	小 崎 慎 一 郎	総 務 部 部 長
取 締 役	福 田 悟 士	株式会社NEW ART 取締役 IT・マーケティング本部長
取 締 役	濱 野 え り	株式会社NEW ART 代表取締役社長
取 締 役	原 大 輔	株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー 常務取締役

地 位	氏 名	担当及び 重要な兼職の状況
取 締 役	芥 川 宏 一 郎	Wah Full Group Limited Director
取 締 役	C H A N F e i	Wah Full Group Limited Director
取 締 役	妙 見 聡 子	株式会社三鈴エージェンシー代表取締役
取 締 役	小 山 政 彦	株式会社風土代表取締役会長
常 勤 監 査 役	松 橋 英 一	株式会社NEW ART 監査役 株式会社ニューアート・リゾート 監査役 株式会社NEW ART HR&D 監査役
監 査 役	高 井 章 光	高井総合法律事務所代表パートナー
監 査 役	船 山 雅 史	船山公認会計士事務所代表
監 査 役	佐 藤 純 夫	佐藤純夫税理士事務所 所長

- (注) 1. *印は代表権を有する取締役です。
2. 取締役のうち妙見聡子、小山政彦の両氏は、社外取締役です。
3. 監査役のうち高井章光、船山雅史、佐藤純夫の各氏は、社外監査役です。
4. 監査役高井章光氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役船山雅史氏は公認会計士として企業会計に精通しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役佐藤純夫氏は税理士として企業税務に精通しており税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役妙見聡子、監査役高井章光、船山雅史、佐藤純夫の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
8 当期中の取締役及び監査役の異動

就任	取締役	瀧野えり	2024年6月26日開催の第30期定時株主総会における異動
	取締役	原大輔	同上
	取締役	芥川宏一郎	同上
	取締役	CHAN Fei	同上
	取締役	長岡誠	同上
	監査役	佐藤純夫	同上
退任	取締役	白石保幸	2024年6月26日開催の第30期定時株主総会における異動
	取締役	中山雅之	同上

取締役 大井一男 同上
辞任 取締役 長岡誠 2025年2月27日付辞任により退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款で責任限定契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点では取締役及び監査役と責任限定契約を締結する予定はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

補償契約については、契約をしておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は子会社を含めた取締役、監査役の役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して保険期間中に個人被保険者が被る損害賠償金および争訟費用について被保険者が負担することになる金額を当該保険契約により補填することとしております。当該保険の被保険者全員についてその費用を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等

取 締 役	15名	66,741千円	(うち社外 2名 1,200千円)
監 査 役	4名	12,200千円	(うち社外 3名 5,700千円)

(注) 取締役のうち 4名は無報酬の取締役です。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は2021年3月1日開催の取締役会において取締役12名全員の個人別の報酬について取締役12人全員が参加する書面による方法でその決定に関する方針を決議いたしました。その内容は以下の通りであります。

- ① 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針
取締役会の決議により勤務実績、役位、職責、在任年数、担当部門の業績などに応じて個々に検討し支給額を決定します。

- ② 業績連動報酬がある場合の業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針
各指標の数字等に完全に連動した報酬は現状ありませんが、業績達成度に応じて賞与を支給することが出来ます。
- ③ 非金銭報酬等がある場合の内容および非金銭報酬等の額または数の算定方法の決定方針
現状では、非金銭報酬を支給する予定はありません。
- ④ 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
現状では業績に連動しない金銭報酬のみですが、将来的に他の方法を導入することも考えられます。
- ⑤ 報酬等を与える時期または条件の決定方針
基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、従業員の給与水準などを考慮し、総合的に勘案して決定されます。
- ⑥ 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項
取締役の報酬限度額は、1994年9月12日開催の臨時株主総会において年額3億円以内と決議いただいています。
監査役の報酬限度額は、1994年9月12日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいています。
なお、当該臨時株主総会に係る会社役員員の員数は4名で内訳は取締役が3名、監査役が1名です。
- ⑦ 決定の全部または一部の報酬に係る委任に関する事項
当該年度においては、2021年6月22日開催の取締役会において各取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役の白石幸生会長に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当部門の業績をふまえた基本報酬となっており、この権限を委任した理由は当社グループ全体の業績と担当各部門の業績を勘案し、平等かつ適切に各取締役の評価をバランスよく行うには代表取締役が最も適しているからです。
- ⑧ 第三者への委任以外の決定方法
職位に応じた金額をあらかじめ定めておくことも考えられます。

⑨ その他重要事項

本決定の内容を変更する場合は取締役会の決議によります。

監査役の報酬については監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動ではなく報酬限度額の範囲内で月額の固定報酬のみを支給することとしています。

なお、当事業年度において取締役の報酬等の内容が上記の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由として、個別の報酬の決定に際して、代表取締役の決定した内容は各取締役の担当部門の業績をふまえたものとなっており、合理性が認められる内容となっているからです。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取締役	妙 見 聡 子	該当事項はありません。	当期開催の取締役会12回のうち11回に参加し、企業経営者としての経験から適宜発言をおこない、決議に参加しています。 女性取締役として、女性が多数を占める当社の店舗などの運営や方針についての意見を述べており、その意見は、当社の経営に活かされています。
取締役	小 山 政 彦	該当事項はありません。	当期開催の取締役会12回には参加していませんが、連絡を密にとり適時、企業経営者としての経験から適宜経営に資する助言をおこなっています。

② 社外監査役の状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
監査役	高 井 章 光	該当事項はありません。	当期開催の監査役会11回に参加して監査結果について発言しています。 また、当期開催の取締役会12回全てに参加し、意見を表明しています。 弁護士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社経営についての貢献、監督機能の強化につながっています。
監査役	船 山 雅 史	該当事項はありません。	当期開催の監査役会11回に参加して監査結果について発言しています。 また、当期開催の取締役会12回のうち11回に参加し、意見を表明しています。 公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社経営についての貢献、監督機能の強化につながっています。
監査役	佐 藤 純 夫	該当事項はありません。	当期開催の監査役会12回のうち8回に参加し監査結果について発言しています。 また、当期開催の取締役会12回のうち8回に参加し意見を表明しています。 税理士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社経営についての貢献、監督機能の強化につながっています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益及び企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令及び定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、規則及びルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。
- (2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているかを確認します。
- (3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに基づき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」に基づき監査し、その監査結果を取締役社長に報告するとともに監査役にも提出します。
- (4) 当社は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理については、「取締役会規程」及びその他の関連規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスク及び会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」に基づき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。
- (2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスク

の管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細表」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- (2) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。
- (3) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。
- (2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。
- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。
- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。
- (5) グループ会社の取締役及び従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしております。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役及び従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する虞れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしております。
- (3) 監査役会に報告をしたことを理由として、報告者が不利益な扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けていることが判明した場合は、これを除去するための適切な措置を講じます。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解及びその環境の整備に努めます。
- (2) 取締役社長は、「監査役会規程」に基づき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。
- (3) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室及びその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしております。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務及び会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、「行動規範」や各種社内規程に沿った適正な業務遂行のために、職制による指揮を行い、コンプライアンスを確保するための体制に基づき、職務執行を行いました。また、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を実施しました。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに適合しているかを確認しております。
- ③ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、各事業所への往査を実施し、その監査結果を取締役社長に報告するとともに、監査役にも提出しております。

- ④ 当社は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提出を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置しており、その運用を継続しました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業規模拡大に不可欠な成長投資を優先し、株主利益及び企業価値の最大化に努めることを基本方針としております。また、株主還元については、企業価値向上による株価上昇と剰余金の配当等によって総合的に実現してまいります。なお配当等の決定については2015年6月26日開催の第21期定時株主総会にて定款の変更を行い、取締役会の決議により機動的に実施できるよう配慮しております。また、剰余金の配当等は、純利益だけでなく、内部留保も含めた資本効率を勘案すると同時に将来の事業計画を考慮して決定しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,548,747	流 動 負 債	12,421,076
現金及び預金	1,353,480	支払手形及び買掛金	1,107,128
受取手形、売掛金及び契約資産	2,874,236	短 期 借 入 金	5,260,108
商 品 及 び 製 品	8,305,786	1年内返済予定の長期借入金	1,003,933
仕 掛 品	26,484	リ ー ス 債 務	97,897
原材料及び貯蔵品	330,085	未払金及び未払費用	1,071,067
販売用不動産	2,596,200	未 払 法 人 税 等	1,241,601
仕掛販売用不動産	1,380,091	契 約 負 債	2,188,617
前 払 費 用	251,298	そ の 他	450,722
そ の 他	513,265		
貸倒引当金	△82,181		
固 定 資 産	9,779,836	固 定 負 債	4,235,138
有形固定資産	5,876,984	長 期 借 入 金	2,526,329
建物及び構築物	2,213,164	リ ー ス 債 務	277,587
機械装置及び運搬具	8,550	退職給付に係る負債	318,258
工具、器具及び備品	756,588	資 産 除 去 債 務	651,404
土 地	2,359,296	そ の 他	461,558
リ ー ス 資 産	191,440		
建設仮勘定	16,548	負 債 合 計	16,656,214
そ の 他	331,394	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,169,578	株 主 資 本	10,318,957
の れ ん	1,125,592	資 本 金	3,301,098
そ の 他	43,985	資 本 剰 余 金	3,158,122
投資その他の資産	2,733,274	利 益 剰 余 金	5,791,274
投資有価証券	1,128	自 己 株 式	△1,931,537
長期貸付金	8,800	その他の包括利益累計額	△383,164
敷金及び保証金	1,946,109	その他有価証券評価差額金	362
繰延税金資産	625,828	為替換算調整勘定	△383,527
そ の 他	383,254	非支配株主持分	736,576
貸倒引当金	△231,846	純 資 産 合 計	10,672,369
資 産 合 計	27,328,584	負債・純資産合計	27,328,584

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		27,644,229
売 上 原 価		10,861,341
売 上 総 利 益		16,782,887
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,892,681
営 業 利 益		3,890,205
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,126	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8,376	
そ の 他	31,652	43,155
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	240,841	
為 替 差 損	37,491	
支 払 手 数 料	47,893	
そ の 他	27,071	353,296
経 常 利 益		3,580,064
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	346,700	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,399	353,099
特 別 損 失		
減 損 損 失	331,956	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	76,246	
そ の 他	1,788	409,992
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,523,171
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,861,639	
法 人 税 等 調 整 額	△314,777	1,546,862
当 期 純 利 益		1,976,308
非支配株主に帰属する当期純利益		△8,516
親会社株主に帰属する当期純利益		1,984,825

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,617,252	2,474,276	5,343,427	△1,404,895	9,030,060
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	683,846	683,846			1,367,692
剰 余 金 の 配 当			△1,536,704		△1,536,704
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,984,825		1,984,825
連結範囲の変動			△274		△274
自己株式の取得				△526,641	△526,641
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	683,846	683,846	447,846	△526,641	1,288,896
当 期 末 残 高	3,301,098	3,158,122	5,791,274	△1,931,537	10,318,957

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	216	△367,539	△367,323	204,545	8,867,283
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,367,692
剰 余 金 の 配 当					△1,536,704
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,984,825
連結範囲の変動					△274
自己株式の取得					△526,641
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	146	△15,988	△15,841	532,031	516,189
当 期 変 動 額 合 計	146	△15,988	△15,841	532,031	1,805,086
当 期 末 残 高	362	△383,527	△383,164	736,576	10,672,369

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

株式会社NEW ART

Israel Shiraishi Ltd.

株式会社NEW ART 貴金属総合研究所

株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー

株式会社ニューアート・フィンテック

株式会社ニューアート・スポーツ

株式会社ニューアート・エストウエストオークションズ

株式会社ニューアート・リゾート

有限会社軽井沢エレガンスカンパニー

HONG KONG NEW ART LIMITED

台湾帕蕾拉有限公司

NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE) PTE. LTD.

台湾白石鑽石股份有限公司

NEW ART EST-OUEST AUCTIONS COMPANY LIMITED

Wah Full Group Limited 他6社

(連結範囲の変更)

当連結会計年度より、Wah Full Group Limitedの株式を取得したことに伴い、同社グループを連結の範囲に含めております。また、株式会社NEW ART 貴金属総合研究所は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(イ) 主要な非連結子会社の名称

株式会社NEW ART HR&D

(ロ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
株式会社NEW ART HR&D

- (2) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Israel Shiraishi Ltd.	12月31日
有限会社軽井沢エレガンスカンパニー	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

- ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ. 商品及び製品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

一部の商品及び製品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ロ. 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

二. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ホ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

また、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。
- ② 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業は、ジュエリー・アート・オークション事業、食品事業、ヘルス&ビューティー事業及びリゾート開発事業であります。

ジュエリー事業においては、主としてブライダルジュエリーの販売により、顧客に商品又は製品を引渡した時点で履行義務が充足されるため、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

アート事業においては、主として絵画の販売により、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

オークション事業においては、主として美術品のオークションの企画・運営による役務提供が行われた時点で履行義務が充足されるため、当該役務提供時点で収益を認識しております。

食品事業においては、主として加工冷凍肉・加工冷蔵肉の販売により、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

ヘルス&ビューティー事業においては、主としてエステティックサロンにおいて役務提供が行われた時点で履行義務が充足されるため、当該役務提供時点で収益を認識しております。

リゾート開発事業においては、主としてホテルにおいて客室の提供が行われた時点で履行義務が充足されるため、当該役務提供時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社などの資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6～10年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」（前連結会計年度125千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

追加情報

（グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

当社および一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当連結会計年度の期末から適用しています。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損（のれん及び無形資産を含む）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,876,984千円
無形固定資産	1,169,578千円
減損損失	331,956千円

(2) 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産のグルーピングは、主として店舗等の個別物件及びその他の事業用資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。また、のれんと共用資産の資産グループは、関連する複数の資産又は資産グループにのれん又は共用資産を加えたより大きな単位としております。

減損の兆候がある資産については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しておりますが、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌連結会計年度以降の事業計画等に基づいて算定しております。

このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づく将来の見積りが含まれております。

見積りに用いた仮定には不確実性があり、見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	1,462,247千円
建物及び構築物	556,114千円
土地	2,019,296千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	234,534千円
長期借入金	1,684,550千円

2. 財務制限条項

長期借入金のうち1,200百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

①純資産維持

各年度の決算期及び中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び中間決算期の末日又は2023年3月決算期末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②利益維持

各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,832,124千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 17,386,204株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年 5月28日 取締役会	普通株式	1,536	100	2024年 3月31日	2024年 6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年 5月28日 取締役会	普通株式	利 益 剰 余 金	157	10	2025年 3月31日	2025年 6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金などに限定しております。なお、デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。
営業債権である受取手形及び売掛金又は長期貸付金は、顧客及び提携先企業の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先との業務等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後6年です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っております。また、滞留債権については、営業責任者及び商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長及び関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、市況や業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
受取手形、売掛金及び契約資産 貸倒引当金 (注1)	2,874,236 △82,181 2,792,055		
投資有価証券	1,128	1,128	－
長期貸付金 (注2) 貸倒引当金 (注3)	13,600 △3,000 10,600		
敷金及び保証金	1,946,109	1,613,148	△332,960
資産計	4,749,893	4,411,408	△338,484
長期借入金 (注4) リース債務 (注5)	3,530,263 375,484 3,905,747	3,506,299 375,102 3,881,401	△23,963 △382 △24,346
負債計			

(注1) 受取手形、売掛金及び契約資産に係る貸倒引当金を控除しております。

(注2) 1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注3) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注5) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に関わるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,128	—	—	1,128

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	2,786,663	—	2,786,663
長期貸付金	—	10,468	—	10,468
敷金及び保証金	—	1,613,148	—	1,613,148
資産計	—	4,410,280	—	4,410,280
長期借入金	—	3,506,299	—	3,506,299
リース債務	—	375,102	—	375,102
負債計	—	3,881,401	—	3,881,401

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

決済までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に類似しているため、当該価額をもって時価としております。

長期貸付金

同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に類似しているため、当該価額をもって時価としております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					
	ジュエリー・アート・オークション事業	食品事業	ヘルス&ビューティー事業	リゾート観光事業	その他事業	合 計
売上高						
顧客との契約から生じる収益	20,986,235	4,735,116	1,396,286	276,571	103,609	27,497,821
その他の収益	126,416	－	1,209	－	18,782	146,408
外部顧客への売上高	21,112,652	4,735,116	1,397,496	276,571	122,391	27,644,229

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,731,212	2,874,236
契約負債	1,923,791	2,188,617

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

628円98銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

125円98銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図ると同時に資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的かつ効果的な資本政策等を実現するためであります。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

1,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.33%）

③ 取得期間

2025 年 4 月 7 日～2026 年 3 月 31 日

④ 取得価額の総額

15億円（上限）

⑤ 取得方法

東京証券取引所における市場買付

(3) 上記取締役会決議に基づき2025年4月30日までに取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数

189,900株

② 株式の取得価額の総額

255,973,700円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社NEW ART HOLDINGS

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 安 河 内 明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 原 慶 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NEW ART HOLDINGSの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEW ART HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,952,508	流 動 負 債	6,334,623
現金及び預金	304,424	短期借入金	4,987,000
売 掛 金	157,373	1年内返済予定の長期借入金	578,528
商品及び製品	25,899	未 払 金	64,107
原材料及び貯蔵品	3,009	未 払 費 用	20,991
関係会社未収入金	1,336,853	未 払 法 人 税 等	274,421
そ の 他	124,948	契 約 負 債	294,607
		そ の 他	114,967
固 定 資 産	14,709,289	固 定 負 債	2,180,606
有形固定資産	505,075	長期借入金	1,793,857
建物及び構築物	63,742	退職給付引当金	36,293
工具、器具及び備品	40,453	関係会社事業損失引当金	221,512
土 地	400,880	債務保証損失引当金	37,728
		そ の 他	91,214
無形固定資産	9,317	負 債 合 計	8,515,229
そ の 他	9,317	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	14,194,895	株 主 資 本	8,146,205
投資有価証券	1,128	資 本 金	3,301,098
関係会社株式	9,993,245	資 本 剰 余 金	3,158,122
関係会社長期貸付金	7,655,246	資 本 準 備 金	3,059,998
長期貸付金	8,800	その他資本剰余金	98,124
関係会社長期貸付替金	150,415	利 益 剰 余 金	3,618,521
繰延税金資産	79,060	利 益 準 備 金	23,531
そ の 他	414,518	その他利益剰余金	3,594,990
貸倒引当金	△4,107,520	別 途 積 立 金	300,000
資 産 合 計	16,661,797	繰越利益剰余金	3,294,990
		自 己 株 式	△1,931,537
		評価・換算差額等	362
		その他有価証券評価差額金	362
		純 資 産 合 計	8,146,568
		負債・純資産合計	16,661,797

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
売 上 高	2,968,251	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,000,000	
経 営 指 導 料	504,600	5,472,851
売 上 原 価		786,575
売 上 総 利 益		4,686,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,926,530
営 業 利 益		2,759,746
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	69,904	
そ の 他	4,362	74,267
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	158,932	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	511,723	
そ の 他	66,515	737,171
経 常 利 益		2,096,842
特 失 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	346,700	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	27,418	374,118
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	235,025	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	82,148	317,174
税 引 前 当 期 純 利 益		2,153,786
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	325,039	
法 人 税 等 調 整 額	△11,972	313,067
当 期 純 利 益		1,840,719

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,617,252	2,376,152	98,124	2,474,276	23,531	300,000	2,990,976
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	683,846	683,846		683,846			
剰余金の配当							△1,536,704
当 期 純 利 益							1,840,719
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	683,846	683,846	-	683,846	-	-	304,014
当 期 末 残 高	3,301,098	3,059,998	98,124	3,158,122	23,531	300,000	3,294,990

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	3,314,507	△1,404,895	7,001,140	216	216	7,001,356
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行			1,367,692			1,367,692
剰余金の配当	△1,536,704		△1,536,704			△1,536,704
当 期 純 利 益	1,840,719		1,840,719			1,840,719
自己株式の取得		△526,641	△526,641			△526,641
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				146	146	146
当期変動額合計	304,014	△526,641	1,145,064	146	146	1,145,211
当 期 末 残 高	3,618,521	△1,931,537	8,146,205	362	362	8,146,568

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 長期前払費用
均等償却によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被債務保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主な事業は、ジュエリー・アート・オークション事業及び子会社に対する経営指導料及び受取配当金であります。

ジュエリー事業においては、主としてプライダルジュエリーの販売により、顧客に商品又は製品を引渡しした時点で履行義務が充足されるため、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

子会社に対する経営指導においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたって収益を認識しております。

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

追加情報

（グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

「連結注記表 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	9,993,245千円
子会社株式評価損	235,025千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は全て市場価格のない株式のため、関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、実質価額が著しく低下した場合でも、関係会社の事業計画等により、回復可能性が裏付けられる場合には、評価損を計上しないこととしております。

関係会社株式の評価に当たっては、各社の将来利益を予想する必要があります。これらの予想に当たっての主要な仮定は、各社の当期利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益の発生見込額であります。

各社の事業計画は、各社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受ける為、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上を不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 財務制限条項

長期借入金のうち1,200百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

①純資産維持

各年度の決算期及び中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び中間決算期の末日又は2023年3月決算期末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②利益維持

各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 287,092千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務の額

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の額は次のとおりであります。

短期金銭債権	62,004千円
短期金銭債務	26,240千円
長期金銭債務	35,558千円

3. 保証債務

次の関係会社について、設備に係る割賦販売契約又はリース契約等に基づく支払及び金融機関等からの借入れに対し、債務保証を行っております。なお、下記の金額は、保証総額から債務保証損失引当金の額を控除しております。

株式会社NEW ART	4,918千円
株式会社ニューアート・フィンテック	32,254千円
NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE) PTE. Ltd.	317,505千円
有限会社軽井沢エレガンスカンパニー	256,816千円

上記以外に当事業年度末において、株式会社NEW ART、株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー及び株式会社ニューアート・スポーツの一部の店舗の不動産賃貸借契約について、家賃の債務保証を行っております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	505,123千円
仕入高	785,783千円
販売費及び一般管理費	152,410千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	69,369千円
支払利息	3,168千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,589,577株
------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,609千円
退職給付引当金	11,390千円
減損損失	71,592千円
貸倒引当金	1,289,974千円
関係会社株式評価損	533,592千円
関係会社事業損失引当金	69,798千円
債務保証損失引当金	11,888千円
その他	70,812千円
繰延税金資産小計	2,073,659千円
評価性引当額	△1,981,153千円
繰延税金資産合計	92,506千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	166千円
資産除去債務に対応する除去費用	13,278千円
繰延税金負債合計	13,445千円
繰延税金資産の純額	79,060千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,765千円増加し、その他有価証券評価差額金が4千円減少し、法人税等調整額が1,770千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の 名 称	住 所	資本金又は 出資金	事業の 内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
(注 1)	一般財団法人 軽井沢 ニューアート・ ミュージアム	長野県 北佐久郡 軽井沢町	3百万円	美術館	—	芸術文化活動 への支援	貸付金の 回 収 (注3)	4,800	流動資産 「その他」	4,800
									長期 貸付金	5,800
							協賛金の 支 払 (注4)	13,636	—	—
(注 2)	株式会社 ホワイト ストーン	東京都 中央区	10百万円	美術品 販売	(被所有) 直接 9.3%	資金の 借 入 被債務保証 担保提供	借入金の 返 済 (注5)	560,000	—	—
							債務保証 の受入れ (注6)	1,500,000	—	—
							担保の 受 入 れ (注7)	2,700,000	—	—
役 員	白石 幸生	香 港	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 21.0%	被債務保証	債務保証 の受入れ (注6)	1,500,000	—	—
役 員	白石 幸栄	香 港	—	当社子会社 取締役	(被所有) 直接 6.4%	担保提供	担保の 受 入 れ (注7)	1,500,000	—	—

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当該役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりませんが、当社の代表取締役白石幸生が議決権の過半数を所有する会社が基本財産の100%を拠出した法人です。
2. 当社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
 3. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を設定しております。なお、担保の提供を受けております。
 4. 取引条件については、市場価格及び業務内容を勘案し、一般的な取引条件を参考に協議の上、決定しています。
 5. 資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して利率を設定しております。なお、担保は差し入れておりません。
 6. 当社は、金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 7. 当社は、金融機関からの借入に対して担保提供を受けております。

2. 関係会社

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金又は 出資金	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子 会 社	株式会社 NEW ART	東 京 都 中 央 区	100百万円	プライダージュ エリーの製造 ・ 販売等	直接 100%	役員の兼任 経営管理 商品の仕入 資金の借入	配 当 の 受 (注1)	2,000,000	関係会社 未収入金	1,336,853
							経 営 料 指 導 の 受 (注2)	504,600		
							商 品 の 仕 入 (注3)	785,783	—	—
子 会 社	株式会社 ニューアート・ ヘルス & ビューティー	東 京 都 中 央 区	90百万円	エステティッ クサロンの運営 化粧品及び 健康食品等の 製造・販売	直接 100%	役員の兼任 経営管理 資金の貸付	経 費 の 立 替	16,033	関係会社 立 替 金 (注7)	42,921
							立 替 金 の 回 収	9,576		
							資 金 の 貸 付 (注4)	230,000	関係会社 長期貸付金 (注7)	1,652,000
子 会 社	株式会社 ニューアート・ フィンテック	東 京 都 中 央 区	100百万円	クレジット	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 担保提供	資 金 の 貸 付 (注4)	1,706,000	関係会社 長期貸付金	2,235,682
							貸 付 金 の 回 収	158,520		
							担 保 の 受 入 れ (注 6)	1,200,000	—	—
子 会 社	HONG KONG NEW ART LIMITED	香 港	7百万 香港ドル	プライダージュ エリーの販売 子会社管理	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資 金 の 貸 付 (注4)	188,528	関係会社 長期貸付金 (注8)	1,201,952
							貸 付 金 の 回 収	198,600		
子 会 社	株式会社 ニューアート・ スポーツ	東 京 都 中 央 区	11百万円	ゴルフ用品 製造・販売 関連スポー ツ用品の開発	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資 金 の 貸 付 (注4)	20,000	関係会社 長期貸付金 (注9)	432,901

属 性	会社等の 名 称	住 所	資本金又は 出資金	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子 会 社	NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール	10万 シンガポール ドル	美 術 館 保 税 倉 庫 の 運 営 プライダジュ エリーの販売	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資 金 の 付 貸 (注4)	308,922	関係会社 長期貸付金 (注10)	630,581
							貸 付 金 の 回 収	148,850		
							債 務 保 証 (注5)	317,505	—	—
子 会 社	株式会社 ニューアート・ エストウェスト オークションズ	東 京 都 品 川 区	98百万円	オークションの 企画・運営	直接 70%	役員の兼任 資金の貸付	資 金 の 付 貸 (注4)	705,000	関係会社 長期貸付金	1,045,000
							貸 付 金 の 回 収	170,000		
子 会 社	有限会社 軽井沢エ レガンス カンパニー	長 野 県 北 佐 久 郡 軽 井 沢 町	23百万円	ホ テ ル ・ 結 婚 式 場 の 運 営	直接 95%	役員の兼任 資金の貸付	資 金 の 付 貸 (注4)	151,000	関係会社 長期貸付金 (注11)	399,000
							債 務 保 証 (注5)	256,816		

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 配当金の金額については、子会社との間で協議して決定しております。

2. 経営指導料は、業務内容を勘案し当事者間契約により合理的に決定しております。

3. 取引条件の決定については、市場価格及び業務内容を勘案し、一般的な取引条件によっております。

4. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

5. 金融機関からの借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

6. 当社は、金融機関からの借入に対して担保提供を受けております。

7. 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティーへの関係会社立替金及び関係会社貸付金に対し、1,694,921千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において236,562千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. HONG KONG NEW ART LIMITEDへの貸付金に対し、1,201,952千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において31,488千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 株式会社ニューアート・スポーツへの貸付金に対し、356,689千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において35,215千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE) PTE.LTDへの貸付金に対し、391,575千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において63,763千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 有限会社軽井沢エレガンスカンパニーへの貸付金に対し、357,230千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において145,584千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報に関する注記については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	515円72銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	120円13銭

重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社NEW ART HOLDINGS

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 安 河 内 明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 原 慶 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NEW ART HOLDINGSの2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社 NEW ART HOLDINGS 監査役会

常勤監査役	松橋 英一	㊞
社外監査役	高井 章光	㊞
社外監査役	船山 雅史	㊞
社外監査役	佐藤 純夫	㊞

以 上

第1号議案 取締役13名選任の件

現任の取締役全員（12名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、下記13名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	しら いし ゆき お 白石 幸生 (1944年12月18日)	1967年4月 ギャラリー白石 創業 (現Whitestone Gallery Co., Ltd.) 1994年9月 株式会社ダイヤモンドシライシ 創業 (現株式会社NEW ART HOLDINGS) 2014年6月 当社代表取締役会長 2015年4月 当社代表取締役会長兼社長 2016年6月 当社代表取締役会長 2016年7月 当社取締役会長 2016年11月 HONG KONG NEW ART LIMITED 董事長 2017年4月 株式会社ニューアート・フィンテック 代表取締役 2017年6月 当社代表取締役会長兼社長 2017年6月 株式会社ニューアート・シマ (現株式会社NEW ART) 取締役 (現任) 2017年6月 株式会社ニューアート・クレイジー (現株式会社ニューアート・スポーツ) 取締役 2018年6月 当社代表取締役会長 2018年11月 Israel Shiraishi Ltd.取締役 (現任) 2018年11月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ 取締役 (現株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー) 2018年11月 株式会社ニューアート・フィンテック 取締役 (現任) 2019年6月 当社代表取締役会長兼社長 2020年4月 株式会社ニューアート・ブランド開発研究所 (現株式会社NEW ART 貴金属総合研究所) 代表取締役 2021年2月 NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE)PTE.Ltd. Director (現任) 2021年11月 株式会社ニューアート・イストウエストオクシオンズ 取締役 (現任) 2022年5月 有限会社軽井沢エレガンスカンパニー 取締役 (現任) 2022年6月 株式会社ニューアート・イストウエストオクシオンズ 代表取締役 2023年6月 当社代表取締役会長 2023年10月 株式会社NEW ART HR&D 代表取締役 (現任) 2023年11月 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー 代表取締役 (現任) 2023年11月 株式会社ニューアート・スポーツ 代表取締役 (現任) 2024年7月 Wah Full Group Limited Director(現任)	3,317千株	(注) 3

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
2	よし もり あきら 吉 森 章 (1949年1月29日)	1972 年 4 月 住友化学工業株式会社入社 1996 年 3 月 同社退職 1996 年 4 月 日本アーンストアンドヤング コンサルティング株式会社 入社 2003 年 2 月 同社退職 2003 年 3 月 Lush Inc. 副 社 長 兼 株式会社ラッシュジャパン 社長就任 2004 年 11月 同退任 2006 年 11月 株 式 会 社 コ ト ブ キ 入 社 同社取締役就任 2015 年 4 月 コトブキホールディングス株式会社 代表取締役社長 コトブキシーティング株式会社 専務取締役就任 2017 年 4 月 同退任 2018 年 3 月 当社入社 経営企画本部 2018 年 6 月 当社取締役社長 2018 年 11月 株式会社ニューアート・シマ (原株式会社NEW ART) 取締役 2018 年 11月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ (原株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー) 取締役 (現任) 2018 年 11月 台 湾 新 美 股 份 有 限 公 司 董事 2019 年 6 月 当社取締役 2019 年 10月 Hong Kong New Art., Ltd. 董事長 (現任) 2020 年 6 月 当社取締役会長代理 2021 年 2 月 NEW ART DIAMONDS (SINGAPORE)PTE.Ltd. Director (現任) 2021 年 6 月 当 社 専 務 取 締 役 (現 任) 2023 年 10月 株式会社NEW ART HR&D 取締役 (現任) 2024 年 7 月 Wah Full Group Limited Director(現任)	一株	なし

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
3	しら いし てつ や 白 石 哲 也 (1970年1月27日)	1996 年 10 月 株式会社ダイヤモンドシライシ 取締役 (現株式会社NEW ART HOLDINGS) 1999 年 6 月 当社取締役副社長 営業担当 1999 年 9 月 当社取締役副社長 上場担当 2005 年 6 月 当社取締役退任 2014 年 2 月 株 式 会 社 シ ン グ ル B (現株式会社ニューアート・スポーツ) 代表取締役社長 2014 年 7 月 当社相談役 2014 年 7 月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ (現株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー) 副社長執行役員 2015 年 6 月 当社代表取締役社長 2015 年 8 月 Israel Shiraishi Ltd., 代表取締役 (現任) 2016 年 6 月 当 社 代 表 取 締 役 社 長 2017 年 6 月 当社代表取締役社長退任 2017 年 6 月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ 代表取締役社長 2017 年 6 月 株式会社ニューアート・シマ (現株式会社NEW ART) 代表取締役副社長 2019 年 6 月 同社代表取締役社長 2019 年 6 月 当 社 取 締 役 2019 年 6 月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ 取 締 役 副 社 長 2019 年 9 月 株式会社ニューアート・スポーツ 代表取締役社長 2020 年 6 月 当社取締役副社長 2021 年 11 月 株式会社ニューアート・イストウエストオークションズ 代表取締役社長 2022 年 6 月 株式会社ニューアート・イストウエストオークションズ 取締役 2023 年 4 月 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー 代表取締役 2023 年 6 月 当社取締役社長 2024 年 6 月 当社取締役 (現任)	25 千 株	なし
4	こ ざき しん いち ろう 小 崎 慎 一 郎 (1980年8月2日)	2001 年 4 月 西 鉄 シ ティ ホ テ ル 入 社 2007 年 5 月 同社退職 2007 年 6 月 株式会社シマ (現NEW ART HOLDINGS) 入社 九 州 営 業 部 配 属 2009 年 6 月 エクセルコダイヤモンド福岡本店店長 2010 年 4 月 北陸営業課エリアマネージャー 2012 年 10 月 九州営業課エリアマネージャー 2014 年 3 月 九 州 営 業 部 部 長 2014 年 7 月 執行役員 西日本営業部 部長 2015 年 12 月 当社経営戦略室マネージャー 2017 年 9 月 当社社長室室長 2020 年 4 月 当社人事総務部マネージャー 2022 年 6 月 当社取締役総務部長 (現任)	一 株	なし

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
5	ふく だ さと し 福 田 悟 士 (1976年8月15日)	2000 年 4 月 株 式 会 社 ク レ オ 入 社 2010 年 11 月 同 社 退 職 2010 年 11 月 株 式 会 社 リ ア ル 入 社 営業部長 2012 年 1 月 同 社 退 職 2012 年 2 月 AOSテクノロジーズ株式会社入社 2014 年 9 月 同 社 退 職 2014 年 10 月 当 社 入 社 WEB 集 客 部 2015 年 5 月 当 社 WEB 集 客 部 マネージャー 2016 年 6 月 当 社 執 行 役 員 2017 年 6 月 株式会社ニユーアート・シーマ (現株式会社NEW ART) 取締役 (現任) 2018 年 11 月 当 社 WEB 集 客 部 部 長 2023 年 6 月 当 社 取 締 役 WEB 集 客 部 部 長 (現任) 2024 年 9 月 当 社 IT・マーケティング本部 本部長 (現任)	一株	なし
6	は ま の え り 濱 野 え り (1984年4月29日)	2007 年 4 月 株式会社シーマ (現NEW ART HOLDINGS)入社 同 社 銀座ダイヤモンドシライシ立川店配属 2007 年 10 月 同 社 銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店 2010 年 10 月 当 社 エクセルコダイヤモンド横浜店 副店長 2015 年 3 月 当 社 銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店 店長代理 2016 年 6 月 当 社 執 行 役 員 銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店 店長 2017 年 8 月 株式会社ニユーアート・シーマ (現 株 式 会 社 NEW ART) 執行役員 ブランド戦略室 室長 2019 年 6 月 株式会社ニユーアート・シーマ (現 株 式 会 社 NEW ART) 取締役 社長室 セネラルマネージャー 2021 年 12 月 株式会社ニユーアート・シーマ (現 株 式 会 社 NEW ART) 常 務 取 締 役 2024 年 6 月 株 式 会 社 NEW ART 代表取締役社長 (現任) 2024 年 6 月 当 社 取 締 役 (現任)	一株	なし

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
7	あぐたがわ こういちろう 芥川 宏 一 郎 (1961年7月23日)	1985 年 4 月 株式会社肥後銀行入行 1990 年 2 月 同行 国際部 2003 年 8 月 同行 国際部市場運用グループ 調査役補 2004 年 12 月 同行 国際部上海駐在員事務所 所長 2008 年 4 月 同行 市場金融部市場運用グループ 調査役 2009 年 4 月 同行 市場金融部市場運用グループ グループ長 2009 年 6 月 同行 営業統括部福岡事務所 調査役 2014 年 6 月 同行 営業統括部福岡事務所 所長 2015 年 7 月 熊本香港事務所 共同代表 2019 年 4 月 同行 地域振興部 副部長 2021 年 12 月 株式会社九州フィナンシャルグループへ出向 2023 年 4 月 株式会社九州みらいCreationへ出向 2024 年 1 月 同行退職 2024 年 2 月 当社入社 成功企業パートナー連合 海外事業推進室室長（現任） 当社取締役（現任） Wah Full Group Limited Director(現任)	一株	なし
8	チャン フェイ CHAN Fei (1964年9月27日)	2006 年 10 月 Jet Speed Foods Limited Director（現任） 2010 年 2 月 Ever Rich Food Development Limited Director（現任） 2010 年 10 月 Fourseas Hong Kong Investment Limited Director（現任） 2012 年 7 月 Chok Fung Trading Company Limited Director 2015 年 1 月 Treasure Island Corporation Limited Director（現任） 2018 年 2 月 Chok Fung Trading Company Limited Director(退任) 2020 年 5 月 Chok Fung Trading Company Limited Director(現任) 2024 年 6 月 当 社 取 締 役（現 任） 2024 年 7 月 Wah Full Group Limited Director(現任)	一株	なし
9	※ い し だ な お や 石 田 直 也 (1972年9月26日)	1995 年 4 月 株式会社みずほ銀行 入行 2022 年 6 月 同行退職 2022 年 7 月 当社経営企画部兼会長秘書 2022 年 8 月 株式会社NEW ARTプラザ開発研究所（旧株式会社NEW ART貴金属総合研究所） 代 表 取 締 役 社 長 株式会社NEW ART総合研究所（旧株式会社NEW ART貴金属総合研究所） 代 表 取 締 役 社 長 2024 年 6 月 株式会社NEW ART貴金属総合研究所 代表取締役社長（現任） 2024 年 6 月 当 社 執 行 役 員（現 任）	一株	なし

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
10	※ 塚 本 もに か (1982年1月25日)	2001 年 8 月 ㈱ラ・パルレ(現㈱ニューアート・ヘルス&ビューティー)社 ラ・パルレ銀座店 配 属 2004 年 4 月 同 社 ラ・パルレ八王子店 店 長 2005 年 4 月 同 社 ラ・パルレ立川店店長 2007 年 4 月 同 社 ラ・パルレ銀座店 店 長 2008 年 8 月 同 社 エリア長マネージャー 2017 年 4 月 株式会社ニューアート・ヘルス&ビューティー ラ・パルレ千葉店 配 属 2019 年 4 月 同 社 ラ・パルレ千葉店店長 2022 年 3 月 同 社 ラ・パルレ池袋本店 店 長 2025 年 1 月 同社取締役 池袋店店長 (現任)	一株	なし
11	みょう けん さと こ 妙 見 聡 子 (1968年3月6日)	1991 年 9 月 California Tours 入 社 1992 年 8 月 同社退職 1993 年 4 月 株式会社三鈴エージェンシー入社 2008 年 8 月 同 社 代 表 取 締 役 2013 年 6 月 株 式 会 社 三 鈴 取締役 (現任) 2013 年 6 月 当社監査役 2017 年 6 月 当社監査役退任 2017 年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2017 年 6 月 株式会社ニューアート・シーマ 取締役 2017 年 6 月 株式会社ニューアート・ラ・パルレ (現㈱ニューアート・ヘルス&ビューティー) 取締役 2025 年 4 月 株式会社三鈴エージェンシー 代表取締役退任 2025 年 4 月 株 式 会 社 三 鈴 代表取締役 (現任)	一株	なし
12	こ やま まさ ひこ 小 山 政 彦 (1947年7月6日)	1984 年 4 月 株式会社日本マーケティングセンター入社 (現株式会社船井総合研究所) 2000 年 3 月 株式会社船井総合研究所 代表取締役社長 2010 年 3 月 同社代表取締役会長 2013 年 3 月 同社代表取締役会長退任 2013 年 4 月 株 式 会 社 風 土 設 立 代表取締役会長 (現任) 2020 年 6 月 当社社外取締役 (現任)	一株	なし
13	※ 法 木 あ き (1969年2月20日)	1994 年 8 月 小 泉 法 律 事 務 所 2003 年 3 月 同 所 退 所 2003 年 4 月 港 総 合 会 計 事 務 所 2024 年 7 月 同 所 退 所 2024 年 8 月 あかし総合会計事務所 (現任)	一株	なし

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者のうち、白石哲也、吉森章、小崎慎一郎、福田悟士、瀧野えり、芥川宏一郎、CHAN Fei、石田直也、塚本モニカ、妙見聡子、小山政彦、法木安城の12氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者の白石幸生氏が自己の計算において議決権の過半数を所有する株式会社ホワイトストーン及びWhitestone Gallery Company Ltd.と当社の上に美術品売買及び不動産の取引があります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は定款で責任限定契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点では責任限定契約を締結する予定はありません。
5. 補償契約の内容の概要
補償契約については契約をしておりません。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して保険期間中に取締役個人が被る損害賠償金及び争訟費用について取締役個人が負担することになる金額を当該保険契約により補填することとしています。当該保険についてその費用を全額会社が負担しております。
7. 候補者のうち妙見聡子、小山政彦、法木安城の3氏は社外取締役候補者であります。また、妙見聡子氏は過去に当社の監査役でありました。なお、当社は妙見聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 社外取締役候補者についての事項は以下のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割について
妙見聡子氏は長期に亘り社外監査役及び社外取締役として当社の経営に関与いただいております。今後も広告制作会社の経営者としての経験を活かしながら当社グループの事業運営に貢献していただきたいと考えております。
- また、女性取締役として女性が多数を占める当社の運営や方針についての意見を述べていただくことを期待しております。
- 小山政彦氏は長年に亘る経営コンサルタント且つ経営者としての豊富な知見を活かし、当社グループの事業運営に幅広く貢献していただきたいと考えており、外部からの視点で意見を頂けることを期待しております。
- 法木安城氏は税理士と公認会計士としては高い専門的知見を有しており、監査業務やIPO準備企業における予備調査、内部統制構築支援業務等に従事されておりました。その他M&A案件に関するデューデリジェンスや企業価値評価に従事された経験をいかして当社の成功企業パートナー連合推進と管理体制強化に貢献していただきたいと考えております。
- (2)社外取締役に就任してからの年数について
妙見聡子氏の当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。
- 小山政彦氏の当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって5年となります。

第2号議案 監査役3名選任の件

現任監査役の松橋英一氏、高井章光氏、船山雅史氏の3名は、本総会終結のときをもって任期満了となり退任いたしますので、下記3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	まつ はし えい いち 松橋英一 (1956年10月1日)	1979年3月 株式会社白子入社 1992年9月 同社退職 1992年10月 株式会社松橋製作所取締役 2000年7月 同社取締役退任 2000年7月 株式会社ギャラリー白石入社 2000年12月 同社退職 2001年1月 当社入社 総務課マネージャー 2003年9月 執行役員総務部長 2012年7月 執行役員管理統括 2013年6月 当社取締役 2016年3月 一般財団法人Karuzawa New Art Museum 館長 2018年11月 株式会社ニューアート・フィンテック 取締役 2020年11月 株式会社ニューアート・リゾート 監査役（現任） 2022年5月 有限会社軽井沢エレガンスカンパニー 取締役 2022年6月 当社取締役退任 2022年6月 当社相談役 2023年6月 当社常勤監査役（現任）	一株	なし
2	た か い あ き み つ 高井章光 (1968年6月5日)	1995年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 1995年4月 あさひ法律事務所入所 1999年6月 須藤・高井法律事務所開設 共同パートナー 2011年6月 司法試験考查委員 2016年6月 高井総合法律事務所開設 代表パートナー（現任） 2016年6月 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ 社外監査役（現任） 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社コジマ 社外取締役監査等委員（現任） 2021年2月 株式会社ノダ 社外取締役（現任） 2021年12月 大和証券リビング投資法人 監督役員（現任）	一株	なし

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
3	ふ な や ま ま さ し 船 山 雅 史 (1952年8月30日)	1976年12月 アーサーアンダーセン&カンパニー入社 (現アクセンチュア株式会社) 1979年 1 月 センチュリー監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 1987年 8 月 シティバンク・エヌ・ワイ東京支店入社 (現シティグループ) 1996年11月 リパブリックニューヨーク銀行入社 (現HSBC 銀行 USA) 2005年10月 船山公認会計士事務所 代表 (現任) 2008年 6 月 株式会社フィナンテック 社外取締役 (現任) 2008年 7 月 株式会社FPG社外監査役 2012年10月 日本証券アナリスト協会委員 2012年12月 株式会社FPG社外取締役 2013年 4 月 株 式 会 社 応 用 電 子 社外取締役 2014年10月 ベルニナ信託株式会社 (現株式会社FPG信託) 社外取締役 2014年10月 株式会社三栄建築設計 社外取締役 2019年 2 月 一 般 財 団 法 人 寿 財 団 (現公益財団法人寿財団) 監事 (現任) 2019年 7 月 株式会社割符サービス 社外取締役 (現任) 2019年 7 月 株式会社グローバルインフォメーション 取締役 (現任) 2021年 4 月 DIG - X 株 式 会 社 代 表 取 締 役 2022年 6 月 当社社外監査役 (現任)	一株	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要
当社は定款で責任限定契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点では責任限定契約を締結する予定はありません。
3. 補償契約の内容の概要
補償契約については契約をしておりません。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して保険期間中に監査役個人が被る損害賠償金及び争訟費用について監査役個人が負担することになる金額を当該保険契約により補填することとしています。当該保険についてその費用を全額会社が負担しております。
5. 高井章光氏及び船山雅史氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は高井章光氏及び船山雅史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役候補者についての事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由
高井章光氏は、弁護士としての法令についての高度で専門的な見識と客観的な立場からの視点を当社の監査に反映していただくためであります。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 船山雅史氏は公認会計士としての高度な専門的知識と他の企業で経験した社外監査役、社外取締役としての実績に基づく客観的な視点を当社の監査に反映していただくためであります。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (2) 社外監査役に就任してからの年数について
高井章光氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
船山雅史氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
7. 高井章光氏は当社より報酬を受ける予定があり、過去2年間にも受けております。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
- (2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2025年6月25日（水曜日）午後7時となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合はインターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

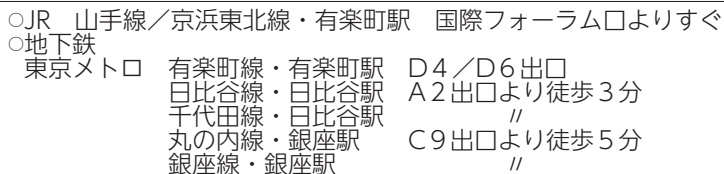
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

東京都千代田区有楽町一丁目11番1号
読売会館7階「よみうりホール」(B2階～6階 ビックカメラ)



- * 当ホールには専用駐車場はございません。お車でのご来場にはご注意ください。
- * (B2階～6階 ビックカメラ) ビックカメラ店内のエレベーターより7階会場へお越しください。